

滋賀県

サステナビリティ・リンク・ボンド

発行後
検証報告書

発行体	滋賀県
評価対象	滋賀県 第1回サステナビリティ・リンク・ボンド公募公債

検証者の結論

宛先 滋賀県

検証者の結論

株式会社日本格付研究所（以下、JCR）は、滋賀県によって発行された滋賀県第1回サステナビリティ・リンク・ボンド公募公債（本債券）が指標とするサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）の2022年度の数値について、適用される規準（国際資本市場協会（ICMA）サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP））、に基づき、2023年12月6日時点までに滋賀県から提出された最新の資料・情報による検証手続きを実施し、関連する証拠を入手した。その結果、本債券発行時に定められたSPTの進捗状況が管理され、規準で定められた発行後レポーティングに係る開示がなされていないと信じさせる事項は、すべての重要な点において認められなかった。

▶▶▶ 主題に関する基本情報

- 発行体の正式名称：滋賀県
- 債券の名称：滋賀県第1回サステナビリティ・リンク・ボンド公募公債
- 検証機関の名称：株式会社日本格付研究所
- 検証期間：2023年9月29日から12月6日

▶▶▶ 適用される原則および規準

- ICMA サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）¹
- 地球温暖化対策の推進に関する法律²

¹ ICMA Sustainability Linked Bond Principles 2020 <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/June-2020/Sustainability-Linked-Bond-「Principles-June2020-171120.pdf>

² 環境省

▶▶▶ 発行時に設定された KPI と SPT

- KPI：温室効果ガス排出量の削減
- SPT：県庁にて、2030 年度に 2014 年度比で温室効果ガス排出量 50%削減

▶▶▶ SPT の進捗状況

表 1 滋賀県の 2022 年度実績数値³

	温室効果ガス排出量 (tCO ₂ -eq)	削減率(%) 2014 年度実績値比
2014 年度：基準年度	171,845	—
2022 年度	129,552	24.6

温室効果ガス (GHG) 排出量の算定範囲について

- (1) 検証対象期間：2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日
- (2) 検証対象：県庁および県有施設
- (3) 排出量算定の対象となる活動及びガス：
 - ①燃料の使用（エネルギー起源 CO₂）
：重油、都市ガス、ガソリン、LPG、軽油、灯油、ジェット燃料
 - ②他者から供給された電気の使用（エネルギー起源 CO₂）
 - ③他者から供給された熱（「産業用以外の蒸気」「温水」「冷水」）の使用（エネルギー起源 CO₂）
 - ④工業プロセス（ドライアイス）由来（非エネルギー起源 CO₂）
 - ⑤メタン（CH₄）
 - ⑥一酸化二窒素(N₂O)
 - ⑦ハイドロフルオロカーボン(HFCs)
 - ⑧六フッ化硫黄(SF₆)

- (4) 排出量算定のための CO₂ 排出係数または地球温暖化係数：

CO₂ 排出係数

- ①燃料：単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの炭素排出量×44/12⁴
- ②電気：各拠点が契約する地域の電力事業者の当該年度の CO₂ 排出係数
- ③なし
- ④なし

地球温暖化係数⁴

- ⑤25
- ⑥298
- ⑦1430（HFC-134a）
- ⑧なし

- (5) GHG 排出量計算方法：

³ 滋賀県から受領した情報を基に JCR 作成

⁴ 経済産業省・環境省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に準拠

GHG 排出量（各拠点）= Σ （各使用量もしくは発生量 \times (3)①～②、⑤～⑦の値）

GHG 排出量（全拠点）= Σ GHG 排出量（各拠点）

※各エネルギーの数量は、電力会社、熱源会社からの購入量、燃料の払い出し量により積算。

2022 年度実績について

温室効果ガスの排出量は、129,552 tCO₂-eq、基準年度比で 24.6%減となった。前年度より電気の排出係数が低下したことに加え、上下水道施設の送水量・放流量の減少や、設備の改修等による電気使用量の削減などが主な要因と考える。

今後の進捗見込みについて

県有施設において照明の LED 化を予定しているほか、施設更新時には原則 ZEB Ready 化を行う等の取組によるエネルギー使用量の減少、太陽光発電設備の設置等による温室効果ガス排出量の削減を見込んでいる。

▶▶▶ サステナビリティ戦略における新たな取り組みまたは強化した点

- ・ 今後の COS⁵（CO₂ ネットゼロ・オフィス滋賀）の取組について庁内で情報共有（2023 年 4 月 28 日）
ネットゼロに向けた取り組み（県有施設の照明 LED 化、太陽光発電設備の導入に係る取組方針等）を紹介
- ・ 「サプライチェーンで取り組む脱炭素セミナー」開催（2023 年 11 月 2 日）

▶▶▶ 上記の進捗を裏付ける資料として発行体から受領した資料一覧

- ・ 2022 年度の GHG（Scope1 + Scope2）排出量集計データ一式
- ・ 2022 年度の取組結果概要
- ・ 対象所属一覧
- ・ JCR からの質問状への回答書

▶▶▶ 滋賀県の責任

滋賀県は、SPT の進捗状況を検証機関が把握するために適切な記録・証拠書類を検証機関に提供する責任を負う。

⁵ COS:滋賀県 CO₂ ネットゼロに向けた県庁率先行動計画

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/13577.html>

▶▶▶ JCR の責任

JCR は検証機関として、発行体から受領した資料の範囲において、その適切性を規準に照らして検証する責任を負う。JCR は発行体が測定し提供した結果について、その結果の十分性及び適切性について規準（ICMA SLB 原則、環境省 SLB ガイドライン）への適合性を評価する。

▶▶▶ 検証手順

- 検証手順

JCR の検証者は、2023 年 9 月 29 日付の手順書に記載されている限定保証手順に基づき、検証作業を実施した。なお、当該限定保証手続は、独立監査について関連する一般原則、専門的基準、ならびに「過去財務情報の監査またはレビュー以外の保証業務に関する国際規格 (ISAE 3000)」に準拠して JCR が独自に制定した手順である。

- JCR の品質管理体制の整備と検証者の独立性及びその他の職業倫理に関する規定の順守

JCR は ISQC1 と同等以上の職業専門的な要求事項又は法令等の要求事項を満たしている。JCR の検証者は適用された保証業務に関連する IESBA 倫理規程のパート A 及び B と同等以上の職業的専門家としての要求事項又は法令等の課した要求事項を満たしている。

▶▶▶ 検証作業の概要

- 検証作業の範囲

滋賀県は、2022 年 5 月 12 日と 2023 年 9 月 29 日に本債券を発行した。本債券は、SPT の進捗状況に係る毎年のレポートと第三者機関による検証の実施を条件として発行されたため、本検証では、発行時に設定された SPT の進捗状況に係るレポートについて検証を行い、限定的保証を行う。

- 検証手続き

JCR では、2023 年 9 月 29 日から 2023 年 12 月 6 日まで、以下の検証手続きを実施した。

- ・ 本債券に関してあらかじめ設定された KPI・SPT 及び発行体のサステナビリティ戦略の確認。
- ・ SPT の進捗状況に係るエビデンス（記録、関連文書）の評価。
- ・ 発行体の SPTs 担当者ならびに発行体のサステナビリティ戦略を企画する担当者への照会（書面提出された内容に関して追加質問がある場合に実施）。
- ・ 発行体に対し、JCR が検証作業を行う際に必要とする、信頼に足る情報を提供するよう要請及び発行体より当該情報をすべて提供した旨を陳述した書面の入手。
- ・ 検証報告書および結論に関して客観的な評価をするための評価委員会の開催。

▶▶▶ 検証結果

本債券は、その適用される規準に準拠して、SPT の進捗状況が管理され、規準で定められた発行後レポートに係る開示がなされていないと信ずるに足る理由を発見することができなかった。

▶▶▶ 検証報告書の配布及び使用の制限

本検証報告書は、滋賀県および投資家の利用を目的としている。本文書は滋賀県および JCR によって公表されることがある。JCR は、滋賀県の同意のもと、報告書を公表する。

保証レベルに係るステートメント

限定された保証業務とは、調査を行い、分析、適切なテスト、および否定形による結論を提供するための根拠として有意義なレベルの保証を取得するのに十分な他の証拠収集手順を適用することで構成され、妥当なレベルの保証を提供するために必要な証拠のすべてを提供するものではない。発行される手順は、故意または過失が原因であるかどうかにかかわらず、特定の活動データの重大な虚偽表示のリスクを含む検証者の判断に依存する。

手続の性質と範囲を決定するにあたり、経営陣の内部統制の有効性を検討したが、このレビューは内部統制の保証を提供することを意図したものではない。JCR は JCR の得た証拠が、結論の根拠を提供するのに十分かつ適切であると考えている。

検証者の署名

梶原 敦子

責任者 梶原 敦子

玉川 冬紀

主任 玉川 冬紀

梶原 康佑

担当 梶原 康佑

2023年12月25日

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

本第三者検証に関する重要な説明

1. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者検証を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

2. 信用格付との関係

本第三者検証は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

3. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。